全技連マイスター会会長賞の授与及び 全技連マイスター会後援名義の使用許可に関する要綱

第1節 目的

(会長賞授与及び後援名義使用許可の目的)

- 第1 全技連マイスター会会長賞(以下「会長賞」という)は、全技連マイスター会にかかわる活動において、優れた業績を収めた個人またはグループに対し授与することにより、その業績を讃えるとともに、ものづくりの意義を広く社会に伝えることを目的とする。
- 2 全技連マイスター会後援名義(以下「後援名義」という)は、ものづくりに関係する団体が行う事業に対し後援名義の使用を許可することにより、ものづくり関係団体との連携を深めるとともに、広く全技連マイスター会の存在を知らしめることを目的とする。

第2節 会長賞

(授与対象)

第2 会長賞の授与区分及び授与対象は、下表のとおりとする。

授与区分	授与対象	備考
(1)品評会等で優れた成績	①全技連マイスター会ブ	①支部未設置県において
を収めたもの	ロック会・都道府県支部	は、当該県のマイスター会
	(以下「マイスター会」と	会員(以下「会員」という)
	いう) が主催・共催する品	が共同で品評会等行うと
	評会・作品展・競技会等で	きは都道府県支部とみな
	優れた成績を収めた個人	し、当該品評会等を会長表
	又はグループ	彰の対象とする。
	②単一職種団体及びその	②単一職種団体とは、全技
	傘下団体(以下「単一団体」	連マイスター会定款第
	という) が主催・共催する	13 条第 3 項後段に規定
	品評会•作品展•競技会等	する団体を言う。
	で優れた成績を収めた個	
	人またはグループ	
	③会員が所属する技能士	
	会連合会及びその傘下団	
	体(以下「技能士会」とい	

う)が主催・共催する品評	
会・作品展・競技会等で優	
れた成績を収めた個人又	
はグループ	
①マイスター会が主催・共	
催する催事事業の企画・運	
営に重要な役割を果たし	
た会員または関係者	
②単一団体が主催・共催す	
る催事事業の企画・運営に	
重要な役割を果たした会	
員または単一団体関係者	
①マイスター会の組織維	
持・運営に継続的に貢献し	
た会員及び関係者	
②単一団体の組織維持•運	
営に継続的に貢献した会	
員または単一団体関係者	
	会・作品展・競技会等で優れた成績を収めた個人又はグループ ①マイスター会が主催・共催する催事事業の企画・選営に重要な役割を果たは関係者 ②単一団体が主催・共催する催事事業の企画・運営に会員または単一団体の組織権持・運営に継続的に貢献した会員及び関係者 ②単一団体の組織維持・運営に継続的に貢献した会員を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を

(申請者)

第3 会長賞の申請は、下表の授与区分ごとに指定された申請者が行う。

授 与 区 分	申 請 者		
(1)品評会等で優れた成績を収めたもの	品評会等を主催・共催するマイスタ		
	ー会の代表者(支部未設置の県にあっ		
	ては、当該品評会等の実施責任者)、単		
	一団体の代表者、技能士会の代表者		
(2)催事事業の企画・運営に重要な役割を	催事事業を主催・共催するマイスタ		
果たしたもの	ー会の代表者(支部未設置の県にあっ		
	ては、当該事業の実施責任者)、単一団		
	体の代表者		
(3)組織の維持・運営に継続的に貢献した	組織維持・運営に継続的貢献をした会		
もの	員・関係者を擁するマイスター会の代表		
	者、単一団体の代表者		

(申請方法)

第 4 申請者は、授与区分ごとに、別表 1 に定める様式により、全技連マイスター会会長(以下「会長」という)に申請する。

2. 会長は、前項の申請内容を審査のうえ、会長賞を授与するものとする。

第3節 後援名義

(許可対象)

第5 後援名義は、次の各号に該当する団体が行う事業に対して、その使用を許可する。

- (1) マイスター会が主催または共催する事業費助成事業、その他の催事事業
- (2) 単一団体、技能士会が主催または共催する品評会等その他の催事事業
- (3) その他のものづくりに関係する団体が主催または共催する催事事業

(申請者)

第6 前条各号の事業を主催または共催する団体の代表者は、会長に対し後援名義の使用許可を申請することができる。

(申請方法)

- 第7 申請者は、別表2に定める様式により、会長に申請する。
- 2. 会長は、前項の申請内容を審査のうえ、後援名義の使用許可をする。

年	月	\Box

全技連マイスター会 会長 大関 東支夫 殿

> (団体名) (代表者氏名) (印 (所在地) (電話番号)

全技連マイスター会会長賞の授与について(申請)

「全技連マイスター会会長賞の授与及び全技連マイスター会後援名義の使用許可に関する要綱」第4に基づき、全技連マイスター会会長賞を授与されたく、下記のとおり、申請いたします。

記

1. 授与区分•对象事業等名称•授与予定者数 他

	授	5 🗵	分
	① 品評会等で優れ	② 催事事業の企	③ 組織の維持・運
	た成績を収めたもの	画・運営に重要な役	営に継続的に貢献
		割を果たしたもの	したもの
ア. 品評会・催事事			
業の名称			
イ. 品評会・催事事	平成 年 月 日~	平成 年 月 日~	
業の実施年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
ウ. 授与予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
工. 授与者予定数	名	名	名
才. 授与予定者 氏			
名•(所属)	()	((

- *注 1. 授与区分の該当番号を〇で囲み、ア.~オ.欄に必要事項を記入してください。
 - 2. 授与区分①・②において、会長賞授与予定者が未定の場合には、オ.欄は記入しないでください。
 - 3. オ.欄の(所属)には、マイスター会名・技能士会名など、所属する団体名を書いてください。
 - 4. オ.欄の授与予定者が複数の場合には、別紙に氏名等を書いてください。
- 2. 会長賞文案 別紙のとおり(必ず、会長賞の文案を添付してください)

	年	月	В
全技連マイスター会 会長 大関 東支夫 殿			
(団体名)			
(代表者氏名)			ED
(連絡先電話番号)			

全技連マイスター会後援名義の使用許可について(申請)

「全技連マイスター会会長賞の授与及び全技連マイスター会後援名義の使用許可に関する要綱」第7に基づき、全技連マイスター会後援名義の使用を許可されたく、下記のとおり、申請いたします。

記

(1) 事業の名称					
(2) 許可対象.	① マイスター会が主催・共催する事業費助成事業				
	又はその他の催事事業				
	② 単一団体・技能士会が主催・共催する品評会等				
	又はその他の催事事業				
	③その他のものづくりに関係する団体が主催・共催				
	する催事事業				
(3) 開催日時	平成 年	月	日 時	分	~
	平成 年	月	日 暗	分	
⑷ 開催場所					
(5) 参加会員等の数					
(6) 見学・受講予定者数					

* 注 1 (2)「許可対象」欄は、該当する①~③の番号を、〇で囲んでください。

注 2 (5)「参加会員数等の数」とは、マイスター会会員、単一団体・技能士会会員、ものづくりに関係する団体の会員のうち、この事業に参加する人を言います。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 全技連マイスター会会長賞授与要綱(平成 25 年 5 月 30 日施行。以下旧要綱 という)は、廃止する。
- 3 旧要綱に基づき授与された会長賞は、この要綱に基づくものとみなす。
- 4 この要綱の施行以前に許可された後援名義は、この要綱に基づくものとみなす。